

# 系統農協の農村管理体制への発展（上）

—1970年代の日本の農業問題(2)—

菅 沼 正 久

## 目 次

### I 序説—農協の理論的解明の課題—

- (1) 農協の変貌と農協理論
- (2) 農協資本構成の変化と機能
- (3) 農協運動の理念の変化

### II 農村の変貌と農協組織

- (1) 戦後新農協の課題
- (2) 農協の基礎としての農家経済の変化
- (3) 農家の性質の変化
- (4) 集落を基礎とした組合員集団
- (5) 農協の組織構成の変化
- (6) 資本家なき資本制企業

(以上、本号掲載)

### III 農村経済の変化と農協運営

### IV 流通機構としての系統農協

### V 農村管理体制への発展

以上

### I 序説—農協の理論的解明の課題—

#### (1) 農協の変貌と農協理論

1950年代の後半にはじまる日本経済の、つまり独占資本主義経済の高度成長は、1960年代にピークを形成し、1970年代の前半に至るのであるが、その間に日本社会の経済構造を変革した。農村経済もその例外ではなかった。とくに都市経済と農村経済を結びつける系統農協は、その内部に数々の矛盾をつくり出しながら、かつてない変転を経験した。この変転は1970年代前半の地点に立って、1950年代を回顧し、比較するとき、まさに今昔の感を抱かせる程のものである。1970年代の全期間について云えば、十数年間におよぶ高度成長

期に萌芽的に形成された諸矛盾が激化し顕在化して、まず単位農協の経営危機をもたらすに至った時期である。

系統農協はその内部におけるよりも外部において、存在に対する評価が大きい。24兆円をこえる単協の貯金、280兆円におよぶ共済契約保有高、年商6兆円をこえた全農事業量は、そのような評価に答えるものである。そうした巨大な事業を集積した力量は、外部の評価に比例して農村経済を圧倒するのであるが、また、単位農協、都道府県農協連合会および全国段階連合会が、それぞれ別個の経営体であることによって形成されたものである。商社、銀行の経営構造と根本的にちがう点である。しかし、経済環境の変化につれて、そのような経営構造が弱点として現われもするのである。

1970年代の後半に至って漸やくその全貌を具体的に表現し、1980年代を展望する意図を構想という名において鮮明にした系統農協を、私は農村管理体制としてみる。そのようにみると、主として1950年代の事態、あるいは今日の事態が萌芽的に形成され、全貌の把握が困難であった1960年代の初期の系統農協の実情にもとづいて展開された農協諸理論は、一部を修正し、さらに発展させられなければならない。当時の農協理論は食糧管理制度と系統農協の関係、肥料の価格、流通政策と系統農協の関係、農林中金の資金運用と単協の貯金吸収の関係、全国連合会を軸とした整備促進体制と単協の関係、町村行政と農協運営の関係などの経験をとらえたものであった。

その農協理論の核心の座を占めたものが、第1が「商業資本の特殊な企業形態」説（近藤康男氏）であった。第2が「国家独占資本主義の重要な一機関」説（栗原百寿氏）であった。（註）著名な命

題であるから詳説を要しないし、また1970年代を経過した現在、根本的な訂正の必要のない命題でもある。しかし、現在の理論問題はこの命題から発生する。例えば、つぎのような新しい事態をどのように考察するかという問題がある。

全農の成立と関連会社・団体の設立、加工製造業への進出。後者は1980年12月末現在で、147社(団体)資本金1239億円、うち全農出資152億円である。全農の関連会社は相当の分野において、産業独占の地位にあって、価格、流通を管理する能力を有する。また上記にふくまれる関連団体には農畜産物の需給調整、価格支持の機能を目的とする団体がある。全農はもはや単純な商業資本ではない。明らかに「特殊な企業形態」をなす。したがって、その「特殊な企業形態」の分析と理論的解明が要求されていると考えるべきであろう。

全国農協中央会は最近、全国農協大会決議の名において、「1980年代日本農業」を展望して、米作1000万トン制限を軸とする農業構想を提起した。またこれにもとづいて農協が農畜産物の需給調整機能を果たすべしとする構想を示した。このような構想とそれにもとづく実務は、農協が農業の生産と流通の管理主体という社会的機能を遂行することを鮮明にしたものである。これは「系統農協が国家独占資本主義の重要な一機関であること」(栗原)の豊富な内容をしめす。考慮すべきことはこのような社会的管理者機能は、私的商業資本の果しうる機能ではなく、「商業資本の特殊な企業形態」のみがよく果しうるものであろう。そのような特殊性の契機を認識し、理論的に解明することが要求されている。

(註)

近藤康男『新版 協同組合の理論』御茶の水書房刊。  
栗原百寿『現代日本農業論』青木書店刊「青木文庫」。

政府の農業政策が農村政策として、つまり非農家勤労者、いちじるしく勤労者化を強めた第二種兼業農家をふくめた、農村のすべての人口、業種を対象とするようになったのは、1978年を初年度とする新農業構造改善事業(新農構)を転機とする。この年に「水田利用再編成対策」によって、

水稲生産の制限政策が新しい局面を迎え、水稲作制限と結びつけて、借地経営育成が着手された。具体的には兼業農家の在村離農による、耕作権の専業農家への移譲促進策がとられた。政策の焦点が「地域農業の再編と弾力ある農村地域社会の形成」に置かれた農村政策の登場である。系統農協は次第に政府の施策と合流して、農村管理体制へ急傾斜する。

こうした国家独占資本主義の農村管理政策は、1973年の世界経済恐慌とこの恐慌をきっかけとした資本主義経済の長期的な停滞を背景とするものである。なかんずく資本主義の不均等発展の法則を反映した、米国経済の凋落、日本と西欧諸国経済の地位の相対的向上、狭められた世界市場における市場占有率競争の激化を基調とする。日本の独占資本は工業品の海外輸出において、米国、西欧市場でいわゆる「貿易摩擦」をひき起すが、その緩和策としても農畜産物およびその加工品の輸入拡大を回避できず、国内産農畜産物の供給過剰、在庫累増という結果を背負うこととなった。

政府と支配層はこの窮状を借地大経営の方法による中核農家の育成、中核農家が指導権を掌握した農村管理体制を目ざす。系統農協は国家独占資本主義の機構として、農村管理体制の背骨の役割を期待された。食糧管理における自主流通米制度、青果物や畜産物の需給調整、価格支持の基金制度は、その象徴とも云うべき制度である。他方、1960年代の高度成長の過程を通じて進行した系統農協経営の社会化が、農村管理体制の背骨の役割をはたす地位に立つことを、系統農協の要求とした。

農地改革後の農村情勢のもとで、とくに食糧管理制度との関係で指摘された系統農協＝「国家独占資本主義の機構」説は、高度経済成長を経過し、農村社会の様相が変化し、農業生産と流通の事情が変化した条件のもとで、更に深められ発展させられなければならない。当初、食糧危機のもとで専ら食糧調達機構としての役割を期待されて設立された戦後農協(東畑四郎氏)は、文字通りの「国家独占資本主義の機構」であり、また、それ以上のものでもなかった。

しかし、米集荷が予約売渡制にvari(1955年)行政主導のもとで農協合併が促進され、連合会の整備促進事業が完成され(1961年)、農業構造改善

策によって農協が農業近代化施設を取得するなど、行政と農協の結合は面が拡がり奥行は深まった。1970年代に入り、合併によって全農が成立し（1972年）、全農を頂点とする物流体制が画期的な発展をとげた。こうした新しい条件のもとで、系統農協＝「国家独占資本主義の機構」という性質は、より強化されたと考える。

そこでの問題は一般の商業資本と本質を同じくする、資本主義的商業企業としての農協が、一般の商業資本とは異なって、国家独占資本主義の機構たりうる契機は何かということにある。一般の商業資本が国家独占資本主義の機構に転化することは困難である。系統農協が国家独占資本主義の機構に転化しうる理由は、それが私的所有にもとづく個人企業でないことに求められる。

このような転化を更に容易にした事情は、系統農協の資本の調達構成が組合員もしくは会員の出資金に対する依存を低め、利潤の内部留保などによる自己資本の造成、つまり個人の私有に帰属することのない資本への依存を深めたことに求められるべきであろう。このような資本調達の変化は、それが個人の私有に帰属しない点で、企業の性質の社会化の発展とみることができる。こうした企業の性質の社会化が、系統農協が一般の商業資本と異なって、容易に国家独占資本主義の機構に転化することを可能としたのである。

つぎに系統農協＝「商業資本の特殊な企業形態」説も、最近時の系統農協の資本調達構成の特徴、つまり出資金比重の低下、利潤の内部留保による自己資本の増加、これを更に上回る他人資本依存度の上昇という事態を考慮する必要がある。この「特殊な企業形態」説の主な内容はつぎの2点にあった。（註）

協同組合の出資者＝組合員に対する非独立性。出資者である組合員が主人公であって、協同組合は組合員のための「施設」としてとどまる。株式会社では会社は出資する株主とは全く独立した企業として組織、運営されるが、協同組合の場合はそうではない。

協同組合経営の非営利性。協同組合はその組合員の消費生活なり営業に直接役立つところの「施設」という性格を負う。したがって協同組合は一個独立の企業体としての論理では動くことができ

ず、組合員のもっている性格に拘束される。協同組合が「施設」にすぎないことは、組合員と協同組合の基本的関係を表現する。「施設」にすぎないことによって、つまり協同組合は企業体ではあるけれども、必ずしも常に利潤をあげることを目標としなくてもよい、という経営方法が可能となる。この経営方法の一部をなす利潤を、利用高に応じて按分する配分方式は、資本主義のなかにおける協同組合の本質を示す。

（註）

前出、近藤康男「新版 協同組合の理論」第1章 資本主義と協同組合を参照

## （2）農協資本構成の変化と機能

1970年代を経過した現在、系統農協は理論が説く、協同組合の非独立性、非営利性に代表される「施設」説との乖離はいちじるしいと云わざるを得ない。しかし、そのうえで注目すべきことは、系統農協は明らかに私的、個人的な企業形態である株式会社とは異なる企業形態であり、株式会社が遠く及ばない社会的機能を遂行している。農協の理論的解明の課題は、系統農協の現状を協同組合からの逸脱、非協同組合化と断定するか、あるいは株式会社形態の企業のはるかに及ばない機能をはたすところに、協同組合の特質を見出すかにかかっていると思う。小論は後者の見地に立つ。

そもそも利潤の利用高分配方式が「資本主義のなかにおける協同組合の本質」たりえた前提は、その調達資本が組合員出資金に基本的に依存していたことである。非独立性も非営利性も、このような資本調達を基礎にする。他人資本の調達に依存する企業経営では、利益配当は利子形式となり資本コストに転化する。資本コストとしての利子源泉を生み出すためには、所定額以上の差益利潤をもたらす経営は不可避であり、非営利性は後退する。また、他人資本の要求する「それ自身の論理」が作用して、非独立性も後退する。

非独立性、非営利性という二つの経営原則の後退は、協同組合の変質もしくは名存実亡を意味するのであろうか。旧時の協同組合理論の教条的理解に立つ限り、系統農協は名存実亡の時代に入ったことになる。しかし、そうした判断は系統農協＝

「国家独占資本主義の機関」説に反する。なぜならばこの説は、協同組合が一般の私的企業と異なっており、国家独占資本主義の機構としての役割を演ずる特質を前提にするからであり、国家独占資本主義の機構であるとする以上、協同組合の一般私的企業と対比しての特質を主張するはずのものだからである。しかし、その特質はもはや旧時の非独立性、非営利性の企業経営説にもとめることはできない。しからば、現代の系統農協の特質は何か。理論解明の課題はこのように提起される。

すでに解明されたように、協同組合は資本主義企業であり、「商業資本の特殊な企業形態」であるにすぎない。最近十数年の系統農協の経験によれば、その特殊性は株式会社と比べて、より社会化された企業形態であるところにある。そしてより社会化された企業形態であることによって、その機能は私的企業と比べてより社会的であり、一定の条件のもとでは社会管理者の機能を遂行することができる。農協が「国家独占資本主義の機関」であるということは、協同組合がより社会化された企業形態であることにもとづいている。

ここで協同組合がより社会化された企業形態であると云うのは、主として商品、貨幣流通の分野で、部分的には商品生産の分野ではたす機能が、単位協同組合を構成する組合員の集団の利益に奉仕するとともに、あるいはそれ以上に社会もしくは社会体制の利益に奉仕することである。協同組合が社会的利益に奉仕することは、単位協同組合の組合員の集団の利益に奉仕することと通ずるものでなくてはならないが、両者の利害関係はつねに一致するものではなく、時としては社会的利益が優先するか、社会的利益の許容する範囲で組合員集団の利益への奉仕が可能となる、という具合に対立的でさえある。

現在、系統農協の企業経営がより社会化されたと考えられるのには、二つの理由がある。第1は資本の調達構成の社会化である。自己資本と比べて他人資本に対する依存が深まり、自己資本の内部において、組合員の拠出した出資金に対して、組合員の個人所有に帰属することのない、協同組合的所有とも云うべき利潤の内部留保された蓄積資本が、一定の比重をしめるようになったことである。この現象は協同組合における資金自賄方式

を否定するものであり、今日、協同組合の領域において国際的風潮となりつつある。1966年の国際協同組合同盟ウイン大会の決議は、つぎのような見解をしめした。

「競争の圧力ならびに構造改革および設備近代化の緊急な必要のもとに、全国運動が外部からの資本の導入なくしては、その事業資金を賄うことができない時代すらくるかもしれない。

「(特利を付して協同組合への投資を勧誘することは) 実際上の見地から、そしてあらゆる現代的な技術装備をそなえた最大規模の資本主義企業に対抗して前進しなければならない部門の運動の資本需要の激増という見地からも考慮されなければならない」。

協同組合が企業間競争の関係に入りこむことは、組合員である勤労者が、自己の必要充足のために協同組合を設立し、協同組合の利用によって必要を充足する状況が後退し、協同組合とその他の企業を選択する状況の出現を意味する。この新しい状況は協同組合の組織関係の稀薄化もしくは空洞化である。こうした状況のもとでは、協同組合企業は資本主義的な企業間競争にまき込まれ、組合員出資金の限度を超えた資本調達に走り、また、利潤の組合員への配当を制限して低コストの資金造成に向わざるを得ない。資本構成が変化するにつれて、協同組合企業はその実質において、組合員集団の拘束から解放される。

他方、協同組合企業の資本構成の変化を反映して、経営者の構成も変化する。系統農協の経営者の構成にみられる特徴は、第1に、出資金拠出額との関係が稀薄もしくは皆無ということである。単位農協の理事選出は株式会社取締役と異なって持ち株数の多少を要件としない。連合会理事は会員である単位農協もしくは連合会を代表して選任され、個人出資金との関係は断たれている。

そして第2に、単位農協もある程度その傾向があるが、特に連合会において経営の実権を掌握する経営者は、一般に職員出身の学識経験理事である。この経営実権者は如何なる意味においても、拠出出資金、つまり資本私有制とは関係がない。一般理事が会員である単位農協もしくは連合会による拠出出資金、つまり資本の協同組合的所有を背景とするのに対比して、経営実権者が資本私有

制との関係が消えていることは注目すべきことである。

資本私有との関係が稀薄化もしくは消滅した経営実権者の資本関係を強いて求めれば、借入れ他人資本と利潤内部の留保による自己資本であろう。経営資本のこの两部分は、経営実権者層が彼らの経営能力の評価に照らして、独自に調達したものである。系統農協のばあい、連合会において、とくに全国連合会において、調達資本のうち他人資本（長期借入れ資金）と内部留保の積立金の比重が圧倒的に高い。経営実権者が会員選出の一般理事に対して特殊な地位を占め、経営の実権を掌握できるのも、この固有の資本調達に基礎を置いているからに他ならない。

系統農協の事実上の中核である全国連合会の経営実権者層は、一方では理事会構成員であることによって、単位農協の正組員資格を保持しながら、単位農協と県連合会の2階層の理事会を代表して選ばれた全国連合会理事会の一般理事と同格である。この系譜においては経営実権者層は組員、単位農協、県連合会の利害を代表し、それと同時に指導権をもつことができる。系統農協を農村管理体制としてみると、この側面は重要である。

他方では経営実権者層は出資者代表として理事会構成員に選任されたものではないから、その面では会員の資本私有の拘束から自由である。彼らはその経営能力にもとづいて差益利潤を獲得し、その一部を内部留保として自己資本を形成し、また他人資本を調達する。そして会員である単位農協や連合会の利益代表や奉仕という拘束から、相対的に自由であることによって、当該連合会の企業経営の利益を独自に代表することができる。

そうした企業経営の利害は、農家購入品について言えば、最終需要者である農家の利害、生産者である産業資本家の利害に対する仲介者の立場にある。農産物販売についても、同様に仲介者の立場にある。農家購入品については、「価格抑止力」を発揮するとされているが、それは一地方一県の個別具体的な取引価格の形成に介入するものでなく、価格水準の抑止に向うものである。

価格抑止行為とは具体的には個別産業資本家の恣意性を抑止し、当該品目分野の総産業資本家を

対象として、平均価格を形成するものであり、個別資本や個別農家を越えた、社会的な性格の濃厚な行為である。販売農産物についての生産制限、需給調整の機能や単年度需給均衡価格の形成の機能は、より明解な社会性の行為である。しかもそうした社会性を帯びた仲介者的な機能は単位農協や県連合会を会員とする連合会の事業を通じて遂行されるのであるから、形態上ではその会員と農家の利益を代表することができ、その反面において会員と農家に対して指導力を保持することができるのである。系統農協が農村管理者という社会的機能をはたすことができるのは、以上の仕組みのうえに立っているからである。

(註)

協同組合経営研究所編『協同組合原則とその解明』  
P 43～P 45 参照。

### (3) 農協運動の理念の変化

高度経済成長期を経過し、いま 1970 年代を終えて、農村の変転はかつて経験しなかった程に激しいものであったと思う。そしてそれが文字通りに果されることはなかったという反省があるが、農協運動の理念や目標も大きく変った。現在農協の課題として提起されている農産物の需給調整とか、農家購入品の価格抑止力とかは、戦後の創立期の当時の農協としては思いも及ばなかったことである。

1951 年にはじまった単位農協の「再建整備」期は、やや異常な時期であったとしても、相当の長期間、少なくとも連合会の「整備促進」目標が達成される 1961 年度にいたるまでの期間、農協運動の目標は経済力量の蓄積にあったとみて、あながち見当ちがいではないと思う。経済力量の蓄積とは農家経済活動の農協への集積、それを基礎にした市場占有率の向上であった。しかしこの期間において、前半は単位農協の経営再建による経済力量の蓄積に力点が置かれたとするならば、後半は連合会に対する利用一元化、つまり農家経済活動の連合会への集積に力点が移ったと云える。

これにつぐ 1960 年代～70 年代は、政府の施策に援助されながら、全国連合会に集約された米穀、肥料、農薬、飼料などの事業量は、市場流通に規

制的な影響を及ぼす程に高い占有率をつくり上げた。こうした高い市場占有率を基礎にして、前述のような農家購入品の価格抑止力の形成、農畜産物の需給調整と生産制限などの課題が提起された。

こうした各時期の農協運動を貫流する理念は何であったか。市場占有率の向上は、具体的には商系との市場争奪であるが、その運動理念はもはやかつて協同組合主義が提唱したような、協同組合によって商業利潤を節約し、その節約された利潤を組合員に配分することを通じて、利潤制度を廃止し、搾取を廃止する、といった素朴なものではなかった。この理論は戦前すでに、マルクス主義者によって批判され、戦後新農協の運動にたずさわった多くの指導的な農協人でさえもり超えていたことを考慮する必要がある。

1950年代の後半以降、つまり「整備促進」体制のもとで、連合会主導のもとで進められた農協運動の指導理念は、農家の農協一元的利用、単位農協の連合会一元的利用、事業量の大量集積と全国連合会への集中によって、市場の指導権をにぎり、農家にとって相対的に有利な価格、金利条件をつくり出すというものであった。その理念のかなめは利用の全国連合会への一元化であり、全国連合会の主導であった。個別の農家集団や単位農協が商機を選んで、地方的、個別的に有利な価格、金利の条件を獲得しても、それが全国連合会一元化に背反するものである以上、非難さるべきものでさえあった。

こうした利用の全国連合会一元化、市場指導権を旨とする理念は、1970年代を経過した今日、部分的には実現されたものもあり、系統農協における全国連合会の優位は、戦後の新農協設立、「再建整備」の時期には予想さえできないものである。過ぎ去った20年間、事業利用の全国連合会一元化は農協運動の理念とされていたが、本来、それは運動の目的ではなく、運動の方法であり、戦術である。部分的には達成された面もある、事業利用の全国連合会一元化、市場の指導権は、今日、どのように評価すべきであるか。この本質は資本主義社会における協同組合の役割という問題に関わると云えよう。そこで井上晴丸氏が『日本協同組合論』で述べた見解を考察したい。井上氏は1949

年に旧著を再刊するに当って、旧版にある「商品・資本制商品社会における協同組合介入の合法性」に関する叙述は、「ほとんど手を入れる必要を感じていない」と付言した。したがってその所説は戦後資本主義と協同組合の関係の分析にあたって、ひきつづき有効でありうるわけであるが、事実は果して如何であろうか。(註1)

協同組合は「生産と消費との間の懸絶、分離の調整、連結」の作用をつうじて、商業資本を含む「流通上の諸費用の絶対額を節減する」。これが「産業資本平均利潤率の低下をセーブし、それをマキムに維持する」ことを可能にする根拠である。しかし、「この特徴は現実的には必ずしも厳密には現われない。けだしある程度の借入金を通じて銀行資本に従属せざるを得ないところの資本制社会における協同組合は、その企業形態は資本主義企業形態に接近せざるを得ないからである」。したがって協同組合の介入による商業の変化は「根本的な点ではきわめてわずかであり、むしろ消費質量の統合というような技術的な相対的な点において、比較的有利であるというに過ぎないのである」。

つぎに井上氏は「整理さるべき群小商人資本の分野」において、協同組合が整理の役割をひき受け、そこでは「商業資本抜き産業資本への直接的連結が保たれる」ことを指摘したのち、つぎのような協同組合の根本にかかわる「重要な指示」をもって論述を要約した。

「それ自身としては単に商業利潤の節約をなし得るに過ぎないところの協同組合が、かかるものとしても、産業利潤・すなわち利潤そのものの絶滅を終極的にめざすところの労働者階級運動に従属せざるを得ないか、あるいは利潤の追求を自己の至上命令とする資本の側の闘争手段として従属せざるを得ないか、そのいずれかへの従属の必然性を懐いている」。

この結論部分は「協同組合の政治的中立性を主張するところのブルジョア的常套理論の欺瞞性」を指摘したもので、農協労組運動の発達した今日では、大方の同意を得られるものであろう。しかし、労働者階級運動（労働者階級の前衛の指導する革命運動と理解する）に従属する協同組合と、ブルジョア階級の闘争手段として従属する協同組

合の分岐点をどこに求めるかが問題である。この点の議論はあとに譲るとして、井上説を現代の系統農協分析の立場から考えたい。

まず第1に、現代の系統農協が市場占有率の向上を目ざして展開する事業活動は、「群小商人資本の分野」ではなく、産業独占に基礎を置いた代理店商業系統、地方市場や農村市場に商業網を拡張したスーパーマーケットや百貨店などの商業独占との競争である。協同組合商業の活動する分野に、重大な歴史的交替が生じていることを考慮する必要がある。

第2に井上説によると協同組合が商業資本を含む「流通上の諸費用の絶対額を節減する」ことを前提とし、協同組合的企業形態の商業資本の優位を説いている。しかし、現実はこの優位説に反する側面がある。1974年の経済事業の実績によると、単位農協の経済事業量（購買、販売事業の合計）9兆9600億に対し、純損益結果はマイナス0.75%（「農協経営分析調査結果」による）、つまり747億円の欠損を計上した。県経済連は事業量8兆5117億、当期利益204億、全農は事業量6兆3911億、当期利益29億である。つまり系統3段階を通じて6兆円ないし10兆円の年商において、543億の欠損であり、単位農協の金融事業利益によって補填された。

事業の損益結果が連合会に有利、単位農協に不利という関係は、主として「整備体制」とその後の投資方式によって発展したものであるが、ここでは経済事業の損益が3段階合計で欠損を生じていることに注目したい。経済事業量が主として農産物販売、生産資材購買から成ることは事業の季節性によって資本の回転率の向上を制約し、総合的商業経営の企業と比べて多い充用資本量を必要とする。つまり、農業の協同組合は必ずしも商業資本を節約するものではない。

もう一つの問題は経済事業の欠損額が経済事業を営むことによって資金の調達コストを節減しうる金融事業の純利益によって補填されてる関係である。そしてこの経済事業、この場合はとくに食管法による米穀、その他の価格、流通立法、政策による肉畜、牛乳、青果物など、農協の集荷力が政府の施策によって補強されていることにも注目したい。総じて系統農協が総合損益において巨

額の純利益を計上することが可能であるのは、単純に商業資本の節減に由来するものでなく、政府施策の支持によるところが大きく、商業資本節約の一点に限ると、事実は井上説と合致しない傾向が濃厚であると云わざるを得ない。

第3は、井上氏が指摘する流通「費用の資本前貸としての産業利潤への分け前への参与を途絶する」問題である。私見によれば資本主義の価格制度は、この指摘のようなものではあり得ない。一度獲得した商業利潤は、どのような企業形態をもってしても、「分け前への参与を途絶する」ことはあり得ない。むしろ私は、「ある程度の借入金を通じて銀行資本に従属せざるを得ないところの資本制社会における協同組合」を考慮した井上氏の指摘に注目したい。

それは系統農協の実態と一致するところが多いからである。単位農協の自己資本は固定資産額に見合うところ少なく、まして経済事業の商業資本の充用には及ばず、大部分が信用事業部門からの流用に依存する。連合会も同じで、県経済連は信連から、全農は中金からの長短借入金によって事業を運用する状況にある。ただし購買事業については、単協の連合会に対する決済条件はきびしいが、その条件のもとで連合会は決済サイトを利用し、とくに全農が相当額の財務純利益（財務収益と財務費用の差額）を計上していることに考慮しておきたい。

第4。総じて現代の系統農協の事業活動を井上説にてらして考察するとき、協同組合の「生産と消費との間の懸絶、分離の調整、連結」の作用は重要であって、他の商業的企業の及ばないところである。すでに指摘したように、その機能はただちに商業資本量の節約をもたらすものではない。現実の事態は井上説とは逆であるようにみえる。つまり「調整、連結」の機能のゆえに、協同組合商業が他の商業的企業に対して優位に立つのではなく、協同組合が「調整、連結」の機能をもつがゆえに政府の注目を浴び、政府が農協を政策手段として評価し、各種の施策を構ずる。そしてその政府施策の支持を受けることによって、農協が他の商業的企業と比べて巨額の利益を計上する。これが実態ではなからうか。そもそも戦後農協が食糧調達の機能の面から評価され、農政当局によ

て設立が急がれた経過は、戦後新農協の特質を説明しているように思う。

第5。井上氏の所説の核心は、協同組合主義批判にあるが、それを集中的に表現したものが、協同組合の経済的機能の階級性に関する理論である。すでに指摘したように、協同組合事業が労働者階級運動に従属するか、資本の側の闘争手段として従属するか、その分岐は必ずしも鮮明ではない。しかし、引用されたレーニンの見解から推察すると、(協同組合が)「労働者階級の状態を改善する」のに役立ち、「ストライキ、工場閉鎖、政治上の迫害などに際して労働者を支持すること」が、協同組合が労働者階級運動に「従属」したことをしめす根拠のようである。したがって協同組合による単純な価格引きや利益配当は、労働者階級運動に「従属」した状況とは云えず、政治的中立性を否定した見地からみるならば、それは「資本の側の闘争手段として従属」した協同組合になる。

この「従属」を指標とした協同組合理論を単純に駆使したのでは、現代の系統農協を評論することは難しい。現代の系統農協は個別の単位農協の事業運動でもあるが、また全国に系統化された総体としての系統農協の事業運動でもあり、評論においては後者の側面に留意することが必要である。なぜならば農協の事業運動の対象が「群小商人資本の分野」ではなく、スーパーマーケットや代理店制などの形態をとった商業独占であり、それとの代替は協同組合自体を別の形態の商業独占体系に転化させないではおかないからである。そしてそのような系統農協制度のもとで、仮りに個別の農協事業が農民運動や農村労働運動に「従属」したとしても、「資本の側の闘争手段として従属」した地位を脱却したとは云いきれないからである。

現代の系統農協の事業運動の特質を象徴する、農家購入品についての「価格抑止」を考察する。系統農協の価格抑止力の前提は、農家購入需要の農協への集積であり、全農への集中である。事実経過としては農村市場における市場占有率の向上である。そのような事業運動の成功は農協の市場占有率の向上、連合会利用率の向上をもたらすのであるが、そのように集積された経済力量が仮り

に価格抑止効果を生んだとしても、その効果は価格水準に吸収されて、個々の事業運動主体が運動成果として体得し、運動力を再生産する循環を形成するのは困難であろう。

第6。井上氏は上述のような資本主義と協同組合の関係についての一般論を基礎にして、非資本家的小生産者の協同組合を論じ、つぎのように指摘した。

独占資本主義の段階では、「資本の独占的性質のゆえに、一般に小生産の少しでも有利な収奪的利用が見逃せられないという傾向が現われる。かくて再び独占資本主義の段階に至って、小生産者の協同組合の役割において、小生産の持続への方向が強力に現われ来るのである」。(註2)

これは井上氏が独占資本主義のもとでの協同組合の一般法則を述べたものでなく、「概して云えば」として述べたものである。しかし、協同組合のこの傾向は、現代の系統農協と専業農家の関係では類似の状況が存在している。例えば農協信用事業は貯金吸収は兼業農家に頼り、農業近代化資金を含む貸付けは専業農家に偏るという状況がある。後者の資金貸付において、長期低利資金の供給が反面では、農家の債務累積を生ずるという問題を伴っているから、農協が単純に「小生産の持続」に努めているとは即断できない。

しかし、系統農協と兼業農家、とくに事実上の賃金労働者と化した兼業農家との関係では、農協が「小生産の持続への方向」で役割を演じているとは云えない。信用事業における事実上の選別融資の方法が影響して、兼業農家を「小生産の持続」の対象から除外していると云わざるを得ない。特に重要なことは、兼業農家率が87%に達し、農家経済総体としてみて、農家所得が74.5%を兼業所得に依存するに至った現在(1979年)、つまり、農村経済の焦点が農産物価格問題から賃金問題に急速に移行しはじめているために、系統農協が農民層分解に規制者として関与する力が弱まっていることである。現代の系統農協を論ずるに当って、組合員＝農家の経済的特質の変化を考慮することがすぐれて重要な意味をもっている。

(註)

(1)[井上晴丸著作集]第6巻、雄渾社刊P 54～59 参照

(2)同上P 66 参照



## II 農村の変貌と農協組織

### (1) 戦後新農協の課題

一般的に云って、農協は農家を基礎にした農村経済組織であって、定款の定めるところにしたがって、農家を組合員とし、総会もしくは総代会を最高議決機関としている。しかし農協の実際上の組織的基礎は農村集落であり、各農家は集落の一員であることを通じて農協組合員となっている。これは昭和初期の産業組合への「全戸加入」以来の習慣である。

戦後の農地改革と、1960年代を頂点とする高度経済成長期における農村の社会的経済的変貌は、農村集落の性質に影響し、農家と集落のあいだの関係にも影響したが、農協の組織構成上の特質は基本的に変化しなかったと云ってよい。換言すると組合員である農家は、自分の必要と意志にもとづいて農協に加入するのではなく、生来の当然として集落の構成員であり、農協が集落を基礎にして成立していることによって、農協組合員の資格を得る、という事情には変化がなかったのである。

いま戦前の農村産業組合と比べて戦後農協の特徴を考察すれば、明らかに新農協とも云うべき変化をみることができる。戦後新農協はつぎの面に変化した。

第1に戦時農政を通じて漸次の後退を余儀なくされた地主の組合支配（主導）は、戦後の農地改革によって終止符を打たれた。名誉職としてしばしば無給であった常勤理事は、職業的な常勤理事、役職員に変わった。常勤理事の素質は門閥系譜から経営能力に変わった。1951年以降の単位農協の「再建整備」は一つの画期であって、これ以降、経営能力者が頭した。それにつれて農協経営者は「株主ではないマネージャー」が経営の実権を握るように傾斜する。また、1960年代の農協合併による広域農協の成立と本支所2段階制の機構のもとで、この傾向は顕著に進展した。そのような傾向のもとで、農協経営者は集落や地区（旧町村、旧農協地域）の代表としての性格よりも、本店としての地位を強化した連合会の代理人としての性格を濃厚にする。

第2、農村における農協の経済的課題が変化し、

大正期後期もしくは昭和初期以来、農村協同組合の事業活動の目標とされた、米肥商に代表される農村商人に代替する課題は、農協事業活動の従たる地位に落ちた。戦時の経済統制、戦後の農地改革、そしてインフレーションを通じて、農村商人の経済力とくに資金力は弱体化し、農協事業活動の競争対象ではなくなった。つまり、農協事業活動の前進を妨む壁は、もはや前期的な商人高利貸資本ではなくなった。これについては商人高利貸資本系譜の業者が、事業が季節性に左右され、資本の年間回転率の低い農産物集荷や農業生産資材の営業から、他の商業、金融事業分野に転進したことも見逃せない。

新たに農協事業活動の競争相手として登場したものは、まず「手数料商人」である。具体的には肥料、農薬、農業機械、そして家庭用耐久消費財（家電、自動車）を取扱う「代理店」商人である。農協事業の弱点とされてきた生活消費財の分野でも「代理店」商人が進出したが、最近時では地方中小都市を中心に農村商業網へ、スーパーをはじめとする「大型店」の進出が目ざましい。これらの代理店商人や大型店は、「流通革命」の所産であって、農協系統3段階の流通機構と比べてより合理化された、流通コストがより節約された流通機構の末端にある。そのために小売価格の水準と戦術において、競争上、農協店舗の優位に立つものが多い。いずれにせよ、農協事業活動の競争対象が、旧型の農村商人ではなく、新型の代理店商人、大型店に変わったことは、農協運動の戦略の変化を意味する。全農が農協購買事業活動の目標を「価格抑止力」に求めたことは、戦略の変化を反映したとみることができる。

第3に、農協事業活動の戦略の変化を促し、農産物の集散機能をはたす農村商人が競争の地位から後退したことを規定するものは、上述の他に、農業生産が新しい分野で発展し、新しい流通機構を形成したことである。例えば、酪農の発展と牛乳流通の展開、多頭羽経営の成長に象徴される養豚、養鶏の発展とその生産物における全国市場の発展、加工原料流通の独自な展開、全国流通とくに東京、大阪の巨大都市市場にはじめから結合した青果物生産の発展と大量流通の展開、などを指摘したい。

この分野では専門農協をふくむ農協の市場占有率が高いが、その高位の市場占有率は農協が農村商人との競争によって達成したと云うよりも、農協が生産の発展を促進し、流通を開拓することによって得た場合が少なくない。重要なことはこの新分野の農業の流通は、地方市場もしくは地場市場ではなく、主として全国流通、巨大都市市場に結合していることである。そしてその流通は系統農協の任意な企画によるものでなく、政府の流通、価格政策とその施策が直接、間接に介入する流通である。したがって農協事業活動は政府を相手とする交渉を主要な課題とすることになり、市場占有率をめぐる競争は対政府交渉力を強化するための手段と化したと云うことができる。

これは農協事業運動の重要な変化である。かつて「群小の農村商人資本」を相手として、農協の市場占有率を高めることは、自ら新しい流通経路の形成となり、協同組合的商業機構の発展自体が歴史の進歩を意味し、その歴史的進歩のゆえに農村経済の向上を約束した。しかし今日はちがう。農協事業運動の発展と市場占有率の向上それ自体が、農村経済の向上に貢献するものではなく、それを手段とした政府もしくは産業資本（農産物加工資本など）との交渉の条件をつくるにすぎないものに変化したのである。

第4に、戦前の産業組合以来、戦後の新農協に至るまで、わが国農村協同組合の事業活動の中核の地位をしめてきた金融事業が根本的に変化した。戦後の農地改革によって、かつて農村経済を左右してきた地主経済が崩壊したこと、農業手形が農業生産力を事実上の担保として、政府財政資金を農村に供給する端緒をつくって以来、大量の財政資金を農業生産力を事実上の担保として供給する制度金融が導入されたこと、そしてついには農協の金融資産を政府の政策目的に調達する農業近代化資金制度が創設され、農協金融が政策金融体系のなかに抱括されるにいたったこと。これらは戦後新農協が金融事業の面で根本的な変化をとげた契機をなすものである。

特筆すべきことは農協の系統金融機構が、余裕金形成の役割を演じていること、その反面では農家の負債累積を造成する役割を演じていることである。農村協同組合が余裕金を吸収し、都市金融

市場へ供給する傾向は、戦前すでに大正中期にはじまった。この余裕金の形成と吸収、運用の機能は、戦後の新農協のもとでは、各種の制度金融によって営農資金が供給されるという裏づけを得ることにもとづいて、制度的に定着したと云えよう。

その反面の現象であるが、最近の数年間に農家とくに大面積経営の専業農家の負債が累増し固定化する傾向が生まれた。負債の累増と固定化は制度金融と無関係ではなく、供給資金が低利であればある程に需要が誘発され、償還期限が長期であればある程に債務が累増し固定化される関係にある、とみることができる。この場合、長期低利を特徴とする制度資金が、しばしば融資条件の制約によって十分な経済効果をあげることが困難であること、また、農産物の低価格政策によって償還源泉として十分な粗収入を得ることが困難であること、などの事情が融資の固定化債務をまねいていることに留意したい。

戦後新農協の農村金融の方面で生じた根本的な変化は、農協金融が農村金融において指導的な地位をしめるにいたったことである。貯金の吸収をはじめとし、融資の方面でも、とくに営農資金金融の分野では、農協の市場占有率はかつてなく高まった。生活消費金融の分野でも住宅建設資金について、農協共済事業の還元融資が行なわれるなど、戦前の地主金融、個人金融の姿は今すでになく、農協金融の地位は高い。

かつて農村金融が地主経済に支配され、また日本の東西両地方の間で農村金利水準の格差（東高西低）が存在した条件のもとでは、中央機関の指導のもとでの農協金融事業の発展は、農村金融の近代化を意味し、金利の平準化を促進するものと理解された。そうした条件のもとでは農協金融事業の発展は、そのこと自体が農村金融の近代化を意味し、農協金融事業が農民の高利条件の負債を解決し、担保土地の喪失、農民経済の破産を防止することとして理解された。

しかし現在、農協金融事業の発展は貯金吸収、営農資金供給における高い占有率にみるように、農村金融の指導的地位をもたらしした。それと同時に、農協金融店舗は制度金融の窓口、代理業務機構化し、農業近代化資金にみられるように、農協金融資金が政策金融の水路に誘導されるなど、農

協金融事業は銀行などの一般民間金融機関以上に国家的金融制度の内部に抱摂されるようになった。農協金融事業発展を自己目的とすることが、農村の進歩を意味した時代はすでに終わった。

## (2) 農協の基礎としての農家経済の変化

以上の4項にわたって指摘した戦後新農協の変化は、今日なおその変化の過程を継続するのであるが、その農協の一つの基礎条件をなす組合員＝農家経済の変貌はいちじるしく、高度経済成長期を経過することによって、その変貌は一層顕著であった。

農協の社会的基礎、つまり農村社会に根をおろして、その事業活動をつうじて農村経済を一定の作用を及ぼすことのできる基礎は農村集落であり、また集落における機能的な農家である専業農家群である。この基礎をつうじて農協は農村に影響をあたえ、また農村経済の影響をうける関係にある。

農協の経済的基礎、つまり農協企業経営の基礎は信用事業と共済事業をふくむ金融事業であり、また購買事業と販売事業をふくむ経済事業である。損益関係では金融事業とくに貯金吸収が基礎であるが、金融事業は農畜産物の集荷、出荷販売事業による販売代金の貯金吸収によって支持されている。また販売事業は購買事業と連携していて、購買売掛が販売品の集荷を容易にし、売掛金の回収が販売事業に依存する関係もある。

しかし、最近では農協事業の損益上の中枢をなす信用事業が、貯金の吸収面で、農産物販売代金への依存が低下し、都市近郊の農協では1970年代の前半期には農地の売却代金への依存が強まり、1970年代後半以降になると、多くの農村地方の農協で農外賃労働所得への依存が強まった。信用事業運営が経済事業と乖離する傾向をしめすようになったことは、農協経営に重要な影響をもたらす契機である。

一般的に云って農協事業活動の支柱は、政府の施策にあると云うことができる。例えば、全国の農村に普遍的に存在し、全国の農協の相互の連帯の関係を形成するのに貢献する、米の集荷、保管事業は食糧管理制度を前提とするもので、農協は政府指定の集荷業者として、米の集荷、保管で独

占的地位を保っている。その他、政府の価格、流通行政の対象である蚕繭、牛乳、畜肉、鶏卵、一部の青果物は、農協もしくは連合会が政府指定の生産者団体として、政府の保護のもとで強い集荷力を誇っている。

また金融事業の方面では政府の制度金融の窓口業務は、ほとんど農協の独占であり、都道府県や市町村の代理金庫業務を営なむなど、農協金融事業の信用力が中央、地方の政府機関を背景としている事情も見逃せない。このような意味で農協経営の支柱は政府施策であり、反面、政府の行政は農協の業務能力によって補強されるという、農協と政府機構の融合は顕著である。

系統農協と政府行政機構の癒着は、農村協同組合の歴史の所産であるが、農地改革によって階級としての地主が消滅したことによって、緊密の度を深めたとみることができる。すなわち、ブルジョア階級と対立して独自の階級的利害を追求する地主階級が消滅したことによって、系統農協の組織の各環節において、系統農協と行政機構の間に摩擦現象を起す要素が解消したからである。この事情が系統農協が一面では、国家独占資本主義の機構により深く編入される契機をなしている。

系統農協の変貌を事業面、組織面から促進し、深層部から変貌をもたらしたのは、最近20年間の農家経済の変化である。その変化の特徴は、第1に農家の構成が専業農家を中心とするものから、兼業農家を中心としたものになり、兼業農家が一般化し、専業農家が農村における特殊な存在と化したとき云える状況が出現したことである。兼業農家が一般化したことは、農協の事業基盤の変化として重要である。

これまで農協の事業活動はいわゆる小商品生産としての農業を前提にして成立してきた。農協の経済事業は農業生産と結びつく生産資材の供給、生産された農産物販売を、金融事業は農産物販売代金の貯金吸収による資金の造成、その資金の営農資金としての貸付運用を営なみ、総じてこれらを循環的に結合するものが農協の事業活動であった。生活資材購買や生活消費金融が事業の重点とならなかった根拠には、それは農業生産の向上発展によって解決されるものという認識があった。

農家の兼業化が一般化したこと、しかも農家経済にしめる賃労働者としての生活様式、賃労働所得の比重が向上したことは、従来の農協事業活動に変更をせまるものである。1960年代の後半から1970年代の期間を通じて、この変更は具体的に現われた。多数の農家はまず賃労働者として生活し、社会に対して労働力商品の販売者として現われ、商品流通の面では主として生活消費財の購買者である。農協事業のうち、この事情の変化に最初に機敏に反応したのは信用事業であって、最近では各年の貯金吸収の主たる源泉を農外給与所得に求めるようになり、購買事業も生活購買の発展に力点を置くようになった。しかし全体としては農協の事業活動は旧慣をつづけ、新しい事態への適応は鈍い。それは農協事業が中央機関の制約を強く受けていることと無関係ではない。

農家経済の変化の第2の特徴は、農村人口の高齢化の現象である。例えば、65歳以上の年齢層が14%をしめ、農業従事者の平均年齢が51歳に達したことである(1980年「国勢調査」結果)。とくに注目すべきことは、1970年から1980年にいたる10年間に農家世帯人口が2660万人から2137万へ523万人も減少したこと、今後10年間に生産能力をもつ16～19歳の人口が205万人(7.7%)から117万人(5.5%)に減少し、この年齢層のうち女子人口が100万人(7.2%)から57万人(5.2%)に減少したことである。すなわち、高齢化現象は単純な寿命延長の結果ではなく、若年人口の急速な減少によって相対的に生じた現象である。

変化の第3の特徴は、兼業化傾向の進むにつれて、基幹的な男子労働力の農外就労が増加し、日常在村者数が減少したことである。通勤兼業地域では昼間、出稼ぎ兼業地域では秋冬農閑期に、青壮年男子の在村人口が極端に減少した。

この高齢化現象を兼業化現象と重ね合わせて考察すると、農協の事業活動、組織活動に対する組合員＝農家の側の条件の弱体化が顕著である。販売農産物の集荷、購買品の受け渡し作業で組合員の協力を得ることが難しく、職員労働の面が拡張された。農民が日常の協同活動の経験をたづむて相互に連帯する契機は弱まった。また、農協の専門部会活動や農家組合活動の世話人の層が薄くなり、組織基盤は弱まった。農協は専門部会や農家

組合に参加した組合員群に頼ることが困難となり、「一本釣り」に似た方法で組合員＝農家に接することになり、この面でも職員労働への依存が強まった。

要するに農協と農家との結びつきにおいて、職員労働のはたす役割が大きくなったことは、まず人件費支出の増大を招き、経営コストを高めることによって、経営条件を更に悪化させる危険性がある。また、後退した組合員＝農家群の活動を、職員労働の充用によって補充すれば、組合員＝農家群の活動参加は更に後退するようになり、農協の組織基盤が総体として弱体化することになる。

最近の農協の事業活動と組織活動の基盤の弱体化に対して、農協中央機関は集落ごとの農家組合の整備強化を提唱した。全国農協中央会理事会が1981年9月9日に決定した「集落における農協の組織基盤強化基本方針」はその一つである。その主要内容は(1)、集落を基本にした農業振興、(2)、助け合い精神を基本とした生活の防衛と向上、(3)、農協の組織運営と事業活動への意思反映、などである。この「基本方針」の是非は別に論ずるとして、農協の基盤の弱体化は偶然の現象ではなく、系統農協の事業活動と農村経済の趨勢とが、相互に離したことの必然の結果とみるべきである。この観点から農村経済の趨勢を、農家の収支構成と農家の就労構成という両面から考察しておきたい。

### (3) 農家の性質の変化

**農家の収支構成。**「農家経済調査」の結果にもとづいて1960年と1979年を比較する。支出は1960年53万円は1979年に523万円へ9.9倍にふえた。生活水準の向上もあるが、主としてインフレ、物価上昇による。支出の内訳は家計費が69.7%から70.3%へ上昇したが、基本的な変化はなく、家計費70%、経営費25%、農外支出5%という構成である。つまり、農家の現金支出からみると、農家経済は総じて消費生活世帯としての特質をもつようになった。農家経済の主要な側面は消費生活単位であって、農業生産単位としての側面は従たる地位にある。かつて基本的に農業生産単位であった農家が主として消費生活単位に変化し、少数の専業農家を除く大部分の農家がこのように変

化したことは重要である。商品市場の角度からみると、農村は主として生活消費財市場に変化したのである。農協が現状を肯定するならば、農協の金融事業、購買事業、利用事業、指導事業はそれぞれこの農家経済のこの特質に留意しないわけにはいかない。

つぎに収入の動きをみると、収入は1960年の61万円から1979年の688万へ11倍にふえた。しかしそのうち農業収入は36万(59%)から245万(36%)へ6.8倍にふえたにとどまった。他方、出稼ぎ収入と贈与をふくむ農業外収入は25万(41%)から443万(64%)へ18倍近くにふえた。重要なことは収入構成の面で、農業収入と農業外収入の比率が逆転し、1979年には36%対64%となり、農家経済はこの面で農産物商品生産者から賃金労働者へと変わったことが明らかである。

平均1haの小地片の土地所有は、労働力の土地緊縛の力を失ない、労働力の自由な商品化、農民の賃金労働者化を妨げるものではなくなった。農民の賃金労働者化の傾向は、土地所有面積の小さな下層からはじまって中層に及び、上層の一部をまき込むにいたった。この傾向は農業従事と工業従事の所得格差のもとで進んだのであるために、賃労働による相対的に高額の収入の取得、生活水準の向上を可能とし、下層からはじまった生活水準の向上が、農村生活の社会的平均的水準をひき上げ、そのような生活水準が要求する収入を解決するべく、農外兼業従事が中層から更に上層に及んだのである。

農村経済の変貌の核心をなす生活水準の向上が、農業生産力の発達の結果でなく、兼業化と賃労働収入によってもたらされた事態は重要である。というのは農村経済の変貌が、下層零細地片耕作のものと貧農層のヘゲモニーによって促進され、これまで農村社会の政治上経済上の指導権を占有していた上層、専業農家群がヘゲモニーを喪失し、受け身に立たされたからである。農村社会における、事実上のヘゲモニーの交替こそが、系統農協が農村の実情から離れることになった真因であり、政府の農業構造改善事業などの施策が成果をあげることでできない理由でもある。

1979年の結果についてみると、農家経済はまず523万円の支出をした。そのうち家計費368万(70

%)農業経営費132万(25%)であった。この支出を補充するために、農家は農業において245万(36%)の収入を得た。しかし、この農業収入では支出に対してなお278万円が不足した。農外の兼業収入353万、出稼ぎ贈与収入90万を得て、収入不足を補充し、なお165万が余り、それによって租税公課69万を負担し約95万円の余剰を得ることができた。

日本の農家の総体、つまり農村経済は家計費支出を農外収入によって基本的に解決するようになった。云いかえると賃金労働者としての家計収支を基本にするようになり、併せて農業にも従事し、約112万円の農業所得を金額的には副次的に得たのである。農家労働力がひきつづき家族労働の形態で農業に従事し、他方では家族労働の域を超えて、農業外兼業の分野では労働力商品の販売者として登場し、より社会化された形態の労働に従事するようになったことは、歴史的にみて進歩を現わすものである。歴史の歯車を逆転させることはできない。

**農家労働力の就労構成。**「農業基本調査」の結果にもとづいて、「農家の就業状態別世帯員数」の動向を1960年と1980年について比較考察する。この間の動向にみる第1の特徴は、16歳以上の労働可能な年齢層の世帯員が2249万人から1709万人へ540万人も減少したことである。そのうち労働従事の有業者は525万人減少したが、511万人は自家農業従事者の減少であった。

しかし、自家農業従事者が減少するなかで、自家農業だけに従事する者は706万人の減であったが、主として自家農業以外に従事する者が245万人増加したのである。自家農業従事者が総体として減少するなかで、自家農業専従者はその減少数をこえて減少し、自家農業以外に主として従事する者が逆に増加した。このことは一方ではますます離農人口が増加するとともに、他方では農外に就労するかたわら農業を営む者が増加したことを示す。

第2の特徴は上述の就労移動の結果として、農家労働力のなかで農外兼業もしくは農外専業の労働力の比重が高まったことである。有業者のなかの農業専従者の比重は67%から43%に低下したが、農外専従者の比重は9%から11%に上昇し、

中間の農業農外兼業従事者の比率も24%から46%に上昇した。農家労働力のうち817万人、57%が、専業、兼業いずれかの形で農外に就労し、相当数が恒常的勤務の賃金労働者であることは、更めて注目すべきことである。

これを家族を単位とした労働力群としてみるならば、また前述の農家経済収支を考慮すると、主として農外所得によって家計を営み、つまり家族労働力を再生産し、その労働力を部分的に農業に投じて農業を営むという、農業生産力の特異な構造が成立していることを知る。また、土地、生産手段の私有制によって歪曲されているが、農家労働力が家族労働組織の枠を超えて、資本に雇用されて就労するという、労働の社会化現象を知ることでもできる。さらにまた私有制によって歪曲された形式ではあるが、農業労働と農外・工業労働が結合された現象も知ることができる。

第3の特徴は上述がすべて明らかにしたことであるが、農家の性質の根本的な変化である。理論上、小農経営＝家族労働経営は土地耕作面積と家族労働力が均衡し、土地耕作所得と家計費が均衡し雇用もせず雇用もされない経営である。このような小農経営はすでに一般的には崩壊した。その崩壊のあとに、農外所得によって家計費支出を補填し、つまり家族労働力を再生産し、その労働力が土地耕作と農外労働の双方に従事する、全く特異な経営形態が出現した。

このような経営形態が農村で一般的に成立したことは、かつて前例をみない。その労働形態は家族労働組織による労働と資本制労働の結合したものであり、家族労働のより社会化された形態である。このような農家の変質は農村社会構造の深部における変化を意味する。なかんづくこの農家はもはや旧時の小商品生産者ではなく、むしろ労働力商品の販売者の世帯である。かつて農家の主要な性質が小商品生産者であった状況を基礎にして構成された系統農協の事業が根本的な変化を要求されるゆえんである。

第4の特徴は、土地耕作労働と農外・工業労働の結合した労働形態は、農業近代化施設（農業機械、集出荷施設、貯蔵庫など）のサービス、賃耕耘、集団作業などによって補強されて、はじめて農業面で機能しうる。言い換えると、個別農家労働

の一部を代位する社会化されたサービスによって、はじめて成立するものである。この面で農協がはたす役割は、近年ますます多くなり、多面的になっている。歴史的に流通経済事業の領域で発展した農協の農業生産および技術の領域への新たな参入は、動機の如何は別としてやはり注目すべきことであろう。

#### (4) 集落を基礎とした組合員集団

最近20年間の農村社会の変貌は著るしいが、それは何よりもまず集落社会の変貌である。集落の変貌は農家の兼業化に伴う農家の性質の変化によって、また、非農家勤労者世帯の増加によってひき起された。変貌はもはや厳密な意味での農業集落が形骸となり、農家と非農家の混住する居住集落と化したことに現われている。

農村集落の変貌は耕作経営規模の下層からはじまった。下層から中・上層へと順次に、農業生産世帯が非農業・勤労者世帯へ変化した。同時に集落出身の、あるいは集落外からの流入移住の非農家勤労者世帯が増加した。集落内の世帯構成が農業的な同質から混住的異質に化したことは、集落の変貌のなかんづく重要な側面である。かつて農業的同質の農家が、主として耕作経営規模を基準にして上中下層に階層的に構成していた。現在では一方の極に専業的農業世帯が、他方の極には労働者の生活世帯が、そしてその中間に兼業農家世帯があるという構成であり、構成員世帯の関係は単純に上中下層として特徴づけることは難しい。

集落の変貌は集落を事実上の組織基盤とする農協に影響するところが大きい。伝統的に農協は農業集落を組織基盤とすることによって、間接的に農業を基礎にしたことになり、その意味での農業団体であり、農業の経済組織であった。集落が農業的なものから非農業的なものへ変貌する傾斜をしめたことは、その限りでは農協の農業団体から非農業団体への傾斜を意味する。

集落の変貌の導因は内因としては農家の兼業化の傾向であるが、外因的作用とも云うべき、広域市町村圏にとり込まれた地方商工業の影響も大きい。

「町村合併促進法」(1953年施行)によって、主として1950年代に町村合併が進行して広域行政圏

が成立したこと、1960～70年代に工業の地方拡散＝再配置が促進されて、地方都市が物資集散の商業都市から産業都市に改組されたこと、この二要因が農村集落と農協運営に与えた影響は大きい。

まず、市町村の状況をみる。町村合併促進法施行の以前、1万をこえた市町村数は1980年には3256、うち市647、町村2609と減少し、人口規模で4倍以上に拡大した。最近20年間の動向は、1960年の市町村数3511は255減、市556は91増、町村数は346減となり、市域拡大の傾向にある。人口分布では市部人口8918万、郡部人口2787万人で、日本列島は圧倒的に市行政圏によって覆われる結果となった。このことは拡大市行政圏の内部に農村がとり込まれたことを意味する。内容的には地域社会の運営が、市の中心をなす「人口集中地区」(D I D)の必要を反映し、農業集落はその影響をうけるようになったことである。

現在、全国の農業集落の大部分が都市的社会的影響下にある。1980年センサスによると、全国14万の農業集落のうち都市計画法による都市計画区域(市街化区域と市街化調整区域)に含まれるものが68,813集落に及んでいる。またD I D市町村と通勤上の関係のあるもの11万9628集落、生活上の関係のあるもの1万3309集落、合計13万2937集落、93%に及んでいる。通勤上の関係があることは、農家労働力が地方の労働市場に直接参入し、農家労働力が家族労働の域を超えて社会化して、労働力の商品化を行なっていることである。また、「生活上の関係」の数値と合わせて、農業集落が地方都市の小売商業圏に直接に編入されたことをしめしている。

農業集落は労働市場、生活消費商品市場の両面にわたって、都市経済の強い影響下にある。その影響は第1には、農業集落の崩壊として現われている。集落数は1970年14万2699から1980年に14万2377(沖縄県710集落をふくむので、これを除くと14万1667集落)へと1032集落が姿を消した。これには工場、道路の建設によるものと、農業集落が勤労者居住地域に変わったものがある。

第2は伝統的な農業集落が専業農家、兼業農家および非農家＝勤労者の住む混住集落に変わったことである。すなわち、1970年～1980年の期間に、

純農業集落と考えられる農家率80%以上の集落は51%から35%に減った。農家率50%～80%の集落をふくめても、78%から65%に減った。農業集落の混住集落化は明らかである。この数値の農家には約8割の兼業農家がふくまれるから、現代農村の集落は、事実上の、名実ともにの賃金労働者が圧倒的多数をしめる居住集落と化した。

しかしこれは依然として集落であって、勤労者居住地域ではない。周辺は農地にとり囲まれ、農業生産に由来する慣行がなお有力に作用しているからである。もとの居住者である農家が旧慣を伝承している。農家組合、農事実行組合は集落の一つの組織形態である。1980年センサスによると、全農業集落の87%に実行組合があり、また65%の集落では集落の範囲と実行組合の範囲が一致している。この調査結果によると、人口5000人未満の市町村のうち77%の市町村に実行組合があるが、人口5万人以上、10万人以上の市においては93%の市に実行組合がある。このことは現在の広域都市が多く農村部を抱擁していることを反映している。

農業集落が混住集落に変貌し、直接、間接に都市経済や都市的な社会思想、習慣の影響を受けるに及んで、家系系譜や農業生産の方面での有力な農家層の集落における指導力、かつて「部落的規制」と云われた強制力はやはり弛緩し、旧時の力は急速に失われた。これは農地改革に次ぐ変化であり、その深刻さでは農地改革にまさる変化である。農地改革は地主的土地所有制に終止符を打ったが、農業経営の階層序列を変化するものでなく、地主的権威に彩られた伝統的な社会思想や慣習を変革するものではなかった。それは農地改革が官僚と町村行政機構(農地委員会)が推進し、在村耕作地主をふくむ上層の有力者が主導したことに由来する。

しかし、1960～70年代を通じて進行した集落社会の変貌は、圧倒的多数の農家の兼業化を基調とするものであった。この兼業化は下層農家にはじまり、中層・上層農家に波及した。在村離農者や兼業農家は、農外の所得に依存して家計を営み、生活様式を都市勤労者的に変え、伝統的な農村社会の思想、文化を変革した。下層からはじまった生活様式の変革は、中上層農家がそれに適応しよ

うとすれば、主として兼業化によって所得を増やす必要があった。事態の変化の主導権が上層農家ではなく、下層農家の手中に握られたことが、この変貌の特質をなす。

この変貌にもかかわらず、農業集落はひきつづき町村行政の基層をなし、農家組合は農協の基層単位であった。行政面では集落は上意下達連絡機能をはたし、農協の事業推進も農家組合に依拠した。町村議員はしばしば集落の「利益代表」の外被をまとい、農協の理事、監事などの役員も農家組合を母体として、多くの場合、耕作規模の大きい上層農家から選出されて、集落の「代表」とされた。しかし、集落における生活様式と思想、文化の方面で主導権を喪失した上層農家は、農協役員として集落を代表する要件を欠くものであった。役員が集落代表性の弱化もしくは形骸化は、そのような役員＝集落を媒介とする、農家と農協の関係を稀薄なものとし、農協の社会的基盤の弱体化を招来するものであった。

旧慣の集落が崩壊し、旧来の農家の階層秩序が崩壊することは、近代的な自立的な個人が発展し、協同組合の真の社会的基礎が芽生える条件の発生を意味する。歴史的には、西欧資本主義が生んだ文化的遺産としての協同組合は、日本ではその組織的基礎を旧慣踏襲の集落と農家組合にもとめて成立した。このことは形骸化したとは云え、今日でも変りはない。農家が土地所有者のまま賃金労働者化し、自由な私的個人として発展しつつある今日、農協がひきつづき集落と農家組合に組織的基礎を求めて、農家組合を「組合員が集落を基本として営農面と生活面の協同活動を行う自主的組織とし、農協の組織運営、事業活動の基盤組織とする」(全国農協中央会、1981年9月9日理事会決定「集落における農協の組織基盤強化基本針」)試みはカリカチュアとも云うべきであろう。

##### (5) 農協の組織構成の変化

農業集落に依拠する伝統的な農協の組織構成と集落の変貌との矛盾が深まる過程で、単位農協はますます深く連合会主導の、中央集中的な系列関係に編み込まれ、その矛盾を深める進路をとったと云える。その矛盾は農協の経営基盤の弱体化を意味したが、農協合併は弱体化した経営基盤を経

営合理化によって解決しようとするものであった。

当初、町村合併の進行につれて、新町村の区域において農協を合併する施策が構想されたが、まず総合農協の約3分の1をしめる不振組合対策として提唱された。1961年の「農協合併助成法」は一面ではひきつづき不振組合対策であったが、反面では農業構造改善事業策と結合して、農業近代化政策の一環をなす政策であった。

最近20年間に総合農協の組織数は3分の1に減少し、組合員規模は3倍に拡大された。1961年の1万1586組合は1970年に6185組合に減少し、更に1980年には4546組合に減少した。1961年から79年にいたる間に、9861組合が合併して2475組合を設立した。多くの合併農協は区域と組合員の規模が拡大するにつれて、本所一支所の2段階制をとり、旧農協を支所に改組した。また、支所長職を合併当初の理事支所長から職員支所長に改め、本所の常勤役職員による管理を強化した。若干の特例を除いて合併農協は新市町村区域において設立され、行政との関係を強化した。

市町村行政との連携の強化によって失なわれる恐れのある集落との結合を補強するべく、合併農協の多くは支所運営委員会を設けた。当該支所管内の出身の理事、農家組合長、専門分野別組織の代表などを構成員とすることによって、組織関係の強化を狙ったものである。しかし、農家の兼業化の大勢、集落の変貌は、旧農協地域の利害を反映するはずの支所運営委員会自体の形骸化をおし進めたと云える。

農協の組織構成に新たな一石を投じたのは准組合員問題である。1970年と1978年を比較すると、正組合員戸数は530万戸から514万戸に減少した。16万戸減少は主として離農もしくは兼業化による組合員資格喪失によるものである。他方、准組合員は139万から212万へ73万も増加し、正准組合員総数にしめる准組合員比率は19%から27%に上昇した。

組合員の4分の1を占めるにいたった准組合員は、若干の農業生産組織などの農家集団を除いて、その多くは商工業者であって、金融事業の利用(借金)を目的とするものである。これは合併、規模拡大による農協の受信能力の向上、貯金吸収の激



増、事実上の信用単営組合化を反映している。一部の農協は勤労者の貯金吸収を目的として准組合員加入を勧誘している。こうした准組合員数の増加は、地域差があり、都市近郊農村、通勤圏内の農村の農協で顕著に進行しているが、総じて農業者の協同組合としての総合農協の社会的性質にかかわる問題を内包している。

最近における農協の変化を、組織面から象徴しているものは、役員数とくに常勤役員数の減少と職員数の増加である。その動向を1970年度末と1978年度末とを比べると、役員は10万人から8万人に減少し、常勤役員は8108人から6330人に減少した。理事と監事は農協運営で果す役割はちがうが、慣習としてはともに集落を基礎に選出された役員である。役員数とくに常勤役員数の減少は、すでに役員の集落代表性が稀薄となり、場合によっては形骸化していることと合わせて、農協と組合員＝農家の関係をより一層疎遠とする結果を招くものである。こうして農協役員は法制上、農協の理事であり監事ではあるが、真に組合員＝農家を代表するものから遠ざかる傾向にある。

この傾向に対して、別の方面から拍車をかけたのが職員数の増加である。職員数は同じ期間に25万人弱から28万人に増加した。近年、多くの農協が連合会と同様に、旧慣を破って正組合員の子弟以外の学卒者を採用する傾向にある。とくに都市近郊農村の農協、合併によって成立した大規模農協において、この傾向が顕著である。職員数の増加は各分野の事業量の増加、事務の繁雑化による面もあるが、業者との市場競争のための増員もある。しかしこの場合注目したいことは、組合員＝農家の兼業化や高齢化のために、以前は農家が果してきた農産物の農協への搬入、購買品の農協からの受渡しと配分などの作業が困難となり、組合員労働が職員労働に移る傾向にあることである。今日、組合員＝農家が直接に農協の事業に参加し体験する機会が急速に減少している。職員数の増加はこの反映でもある。

職員数の増加とともに、職員出身の「株主ではない経営者」が急増している。参事制を導入する農協がふえており、職員出身の学識経験の常勤理事の増加とともに、いまや「株主ではない経営者」の頭が著るしく、経営陣はかつてなく強化され

た。その当然の帰結として、職員の労働者としての自覚を刺激し、農協労働問題を生みだしている。農協労組の普及と発展はすでに農協内部で形成された労資関係、つまり賃金労働者と経営者の対立の反映である。こうした労資関係の発展は連合会においては云うまでもなく、農協においても「資本家のいない資本制企業」が実質的に存在することの証左である。

農協を株式会社とは異なった企業形態の「資本家のいない資本制企業」と規定することに対しては異論が予想されるが、「株主ではない経営者」が実権を握っているとする評価には異論は少ないであろう。農協経営の実際はまた、その「株主ではない経営者」の手によって営利がはかられていることをしめしている。もとより連合会の事業運営の一分肢としての農協経営であるから、農協だけを抽出して考察しても営利原則の貫徹を完全に指摘することはできない。

しかし、職員の事業部門別配置の状況は、近年の農協が多くを労を払わずに、より多くの収益を期待できる事業に力を入れていることを立証している。端的に指摘できることは、農協経営総体としてみると金融事業（信用、共済）に傾斜し、経済事業の内部では購買事業に傾斜していることである。例えば1970年度末には25万人の職員のうち金融（信用、共済）事業に7万人28%、購買事業7万人29%、販売事業2万弱8%の配置であった。1978年には28万人の職員のうち金融事業9万人32%、購買事業9万人32%、販売事業2万人7%となった。

つまり、職員配置状況からみると、農協の運営が急速に金融事業に傾斜し、経済事業では農産物販売事業は停滞して、購買事業に傾斜したことが分る。組合員の4分の1を占める准組合員を対象とする貯金吸収、資金貸付の分野、非組合員の購買力の吸収を狙った生活購買店舗事業の分野、これらが農協事業として重きをなしつつある。これはまた農協が組織構成の停滞とは別に、事業面では新しい社会的変化に反応しようとしていることをしめしている。

#### (6) 資本家なき資本制企業

経済の高度成長が頂点に達し、瓦解をはじめた時期をふくむ1960～70年代は、農村がほぼ全面的

に資本主義の商品貨幣経済に包摂される時期であった。商品貨幣経済の発展の窮極は、労働力の商品化であるが、農村では農家労働力の離農もしくは農外兼業のかたちをとって進展した。進展が跛行的であったのは、労働力の商品化は進んだが、農業部門における資本蓄積が進まなかったことである。

こうした農村経済の商品貨幣経済化の推移について、農協はけっして無縁ではなかった。「農家経済調査」によると、農家1戸平均の経営費支出は1960年の13万3500円から、1979年の132万へ9.9倍増えた。他方、粗収益は35万8700円から244万6700円へ6.8倍に達した。商品、貨幣関係の進展は急激であった。すなわち、農家は積極的な購入、販売の活動をした。現物経済部分は商品経済によって代替され、商品経済は農家の経済の経営方式、生活様式を変革した。

この変革において、農協は農村地方における有力な商業、金融機関として、その「事業推進」によって積極的な役割を演じた。上期の期間に農協の販売事業は5999億円から5兆7588億円へ9.6倍に増え、購買事業は2800億から4兆2021億へ15倍に増えた。農協の生活購買事業は伝統的に弱体な分野であったが、同期間に668億から1兆3270億へ20倍に急増した。生活購買事業の急伸は、農村経済の資本主義化が主として労働力の商品化として進んだことと関係がある。

農協の事業の発展が農村における商品貨幣関係を拡大し、農村経済を資本主義的再生産の環節に変革したことは、農協の資本制企業としての本性に由来することである。資本制企業の本性と云うのは、その事業活動がまず貨幣資本の投下による商品の購入にはじまり、商品の販売によって、利潤を伴った資本を回収するという、資本の増殖運動を指す。農協の経済事業活動の原理は、こうした資本の増殖運動に他ならない。

農協は1960年代から70年代にいたる期間に、一方では農村の商品貨幣経済化を促進し、他方では資本増殖運動を大規模に展開し、その過程を通じて農協自身をも変革した。それは農協経営における資本関係、なかんずく資本の調達構成の変化に見ることができる。一般的には固定資本が自己資本と比べて不均衡に膨張し、自己資本固定比率の

いちじるしい低下を招いた。

「農協経営分析調査」(全国農協中央会)によると、1979年度末の固定比率(固定資産に対する自己資本の比率)は68.5%という低水準にある。固定比率が100%を下回ったことは、現有の固定資産に対する自己資本の不足額を、借入金=他人資本によって補填したことを意味する。これが資本関係の第1の変化である。

第2の変化は自己資本にしめる出資金の比率の低下であり、剰余金の内部留保等の比率の向上である。上記調査によると、1979年度末現在で自己資本総額4億3700万円に対し出資金は2億1143万円、48%にすぎない。残り52%は特別積立金など、組合員の個人持分に属さない、つまり協同組合的所有に属する資本である。愛知県農協(116組合調査)はやや特異な例ではあるが、1978年度末で出資金の自己資本にしめる割合は僅か24%弱であった。

こうした農協資本の調達構成の変化は、農協と農家経済が相互に乖離する傾向の表現である。この変化を通じて、出資金を介して示される組合員の主権もしくは意向から、農協経営者が相対的に自立するようになる。総じて農協経営と組合員の私的所有との乖離が進行した。そうした農協の資本構成の変化、他人資本が自己資本に対して優位を占め、自己資本の利潤内部留保に対する依存が深まり、組合員出資金の比重が低下する状況のもとで、農協経営者がその人格を以て代表する資本は如何なる性質の資本であるのか。

農協経営における政策決定は、総会議決の範囲内での議決執行機関である理事会によって行なわれ、経営者はその拘束を受ける。しかし、資本調達構成の変化は、理事会の総会に対する、また経営者の総会に対する相対的独自性に基礎を与えるものである。本来、協同組合の理事は、株式会社にもみるような支配株を基礎にした機能資本家ではない。その意味でも協同組合は「資本家なき資本制企業」であった。その資本家にあらざる経営者は、今日の事情のもとでは二重の意味で資本の私的所有に対し相対的に独自であり、「分離」が進んでいる。その相対的独自性と「分離」の間隙を填めるものは、政府の政策であり、上級機関の事業方針であると云うことができる。